

サザンヒル八事町内会規約

第1条（名称及び事務所）

本会はサザンヒル八事町内会と称し、事務所を名古屋市昭和区滝川町4-7-147
サザンヒル八事分譲住宅管理事務所内に置く。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦と福祉の増進及び防犯防災の推進を図り、行政の関連業務の窓口となって住みよく明るい町づくりをすることを目的とする。

第3条（構成）

本会の会員はサザンヒル八事分譲住宅に在住する住民（各世帯単位）とする。

第4条（役員）

本会に次の役員ならびに組長を置く。
任期は4月～翌年3月までの1年とする。

・会長 1名

町内会を代表して会務を統括する。ともに資金を出納管理し、会計処理を行う。
また名古屋市の区政協力委員及びサザンヒル八事防災会会長を兼ねるものとする。

・副会長 1名

会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長を代行するものとする。
また、サザンヒル八事防災会副会長を兼ねる。

・会計

副会長が兼務し、会計処理を行う。

・保健委員 1名

昭和環境事務所および昭和保健所からの連絡事項の伝達および掲示を行う。
毎月1回の資源ごみ回収の監督を行う。

・会計監査

サザンヒル八事分譲住宅管理組合の理事会の会計に依頼する。

・組長 18名

各組に1名組長を置く。
組長会のメンバーとして参画し、組内の連絡にあたる。

第5条（役員選出方法）

本会の役員のうち、副会長はサザンヒル八事分譲住宅管理組合との連携、調和を図るため同管理組合の理事の中から選出するものとする。

会長、副会長、保健委員は同理事会役員の選出方法に従い、対象となった者の中から選出する。組長は各組輪番制とし、町内会長が委嘱する。

第6条（自主防災会）

本会の会長は防災会の会長として自主防災会を結成し、行政からの防災に関する連絡事項の伝達および掲示を行い、防災訓練の計画、実施をおこなう。

自主防災会の役員は町内会副会長を自主防災会の副会長とし、その他の役員は会長がサザンヒル八事分譲住宅管理組合理事会のメンバーに委嘱する。

第7条（組長会）

組長会は町内会長の召集により、必要に応じて開催する。

第8条（総会）

本会の総会はサザンヒル八事分譲住宅管理組合の通常総会に合わせて毎年5月に行い、活動・会計報告をする。

第9条（諸活動）

- （1） 本会は集団資源回収実施団体として名古屋市に登録し、協力する。
- （2） 赤い羽根共同募金（毎年）緑の羽根募金（4年毎）に町内会として対応する。
- （3） 町内の親睦のための活動については組長会に諮り実施し、住民からの要望については適宜組長会で検討する
- （4） 行政の要請に応じ活動を行う。
- （5） その他

第10条（会費）

活動費は資源ごみ回収による代金および名古屋市からの協力金により賄う。但し不足する場合には別途会費を徴収することができる。

第11条（会費の使途）

会費の使途は以下の通りと定める。

- （1） 共同募金
- （2） 滝川学区町分担金
- （3） 敬老の日のお祝い品
- （4） 新入生歓迎会補助金
- （5） 弔慰金

- (6) 花壇の花苗購入代金
- (7) 親睦のための行事費
- (8) 活動に必要と思われる備品購入
- (9) その他

第 12 条（会計年度）

会計年度は 4 月から翌年 3 月までの 1 年とする。

第 13 条（規約の改正）

本会の規約改正は組長会で発議し、総会の承認を得る。

附則 この規約は平成 20 年 5 月 12 日より施行する。